

全弓連発第 6-37 号

令和 6 年 7 月 2 日

連 合 会 長
地 連 会 長 各位

公益財団法人全日本弓道連盟
会 長 加 藤 出
(公印省略)

会員の入会・退会に関する地連の対応について (お願い)

標題のこと、近時、当連盟に寄せられている相談通報の中に、全国の地連の支部となっている各市区町村の弓道会や弓道連盟への入退会をめぐるトラブルの相談が多くなっております。

具体的には、近くの支部への入会を希望した方が本人には責任のない理由（以前所属していた支部の問題、希望を受けた者の個人的意見等）によって入会を拒まれたというものや、支部に所属していた方が納得の行かない理由や不十分な手続きで退会処分・勧告を受けたというものです。

指導者の人数不足、練習場所確保の困難、役員もボランティアのため会務に過大な時間が避けない等、支部側にも色々な事情があることは十分に承知しておりますが、弓道の普及を推進する公益法人の加盟団体に所属する支部である以上、恣意的な理由や判断で入会を拒絶したり、十分な手続きを踏まずに退会を求めたりしてはならないことは、ご理解いただけるかと存じます。

そこで、このような問題が生じないよう、入会や退会の問題については最大限に公平で誠意ある対応を心掛けていただくよう、貴地連の所属支部に対する注意喚起をお願いいたします。また、支部で対応に困るような場合には、貴地連で相談に応じるなどしてご対応いただくようお願いいたします。

なお、当連盟としても、本件を重大な問題と捉えており、入退会に関するガイドラインを策定するなど、より具体的な施策を検討しご連絡する予定でありますので、引き続きご理解とご協力をよろしくお願いいたします。